

戸田市立児童センターこどもの国及び児童センターこどもの国学童保育室
募集要項の内容等に関する質問及び回答(令和元年7月22日(月)までの受付分)

令和元年8月2日

No	質問項目	資料名	該当箇所	内容	回答
1	施設の 利用状 況につ いて	資料2-1 こども の国 の利 用 状 況	貸室・付 属設 備利 用実 績	スタジオ1・2、多目的室1・2の貸室利用についてご教示 ください。 それぞれの貸室を主に利用されているのはどのような団 体等でしょうか。また、これらの貸室は年齢等の制限があ りますでしょうか。	利用者については、スタジオは中高生、多目的室は青少 年団体が主です。 利用対象は、中学生以上の児童センター利用者、団体は 青少年団体のみと制限しています。そのほか、児童の居 場所を確保するため、貸室の団体利用の対象者、多目 的室の貸出し可能時間を制限しています。
2	施設等 の利用に 係る制 限につ いて	資料1-1 児童セ ンター こども の国 管理 運營業 務仕様 書	8業務の 範囲(1) ⑨施設 及び付 属設 備の 提供に 関す ること	児童センター内施設(多目的ホール、図書室、プレイルーム、 談話コーナー等)や屋上・屋外において、利用に係る 制限がありましたらご教示ください。 (飲食、音、機器、芝エリア、公園の利用方法、恐竜モ ニュメントについて等)	現状は、飲食可能場所の限定、敷地内禁煙、恐竜モニユ メントへのよじ登り禁止、丘へのペット進入禁止、丘の利 用を午後6時までとする制限をかけています。 そのほか、許可なくして、①物品の販売その他これに類 する行為をすること、②所定の場所以外で火気を使用 し、又は喫煙をすること、③印刷物、ポスター等を展示し、 又は配布すること、④騒音、怒声等を発し、又は暴力を用 いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすることを禁止してい ます。
3	運営委 員会につ いて	資料1-1 児童セ ンター こども の国 管理 運營業 務仕様 書	8業務の 範囲(1) ⑩児童 センター 運 営委員 会に 関す ること	現在の運営委員会の構成員や委員会の実施頻度、運営 委員会の内容についてご教示ください。	学校関係者、地域の代表者、公募の市民等で構成され ており、開催回数は、年2回程度です。
4	図書等 の管理 につ いて	資料1-1 児童セ ンター こども の国 管理 運營業 務仕様 書	8業務の 範囲(4) ⑤図書 等の 管理	「図書スペースその他で利用される図書等について、台 帳を作成して管理するものとする」とありますが、データ管 理のためのシステム等は入っておりますでしょうか。 図書等は指定管理料より購入するのか、あるいは利用者 等より寄贈を受け付けているのでしょうか。	データ管理のシステムはありませんが、データ上で台帳 を管理しています。 図書等は、指定管理料から購入することとなります。寄贈 も受け付けています。
5	大型イ ベント 等の 概要 につ いて	資料1-1 児童セ ンター こども の国 管理 運營業 務仕様 書	8業務の 範囲(4) ⑨大型 イベ ント の実 施	こどもの国祭り、夏・秋の大型イベントについて、今までの 実績と概要をご教示ください。	別紙「大型イベントの概要」をご確認ください。
6	施設の 来館者 につ いて	資料2-1 こども の国 の利 用 状 況	来館者 人数	利用状況には「大人とは、付き添いの人数」と記載されて おりますが、付き添い以外の大人(子どものいない、ある いは子どもが成人した地域住民)は利用不可、という認識 でよろしいでしょうか。	児童センターの対象者は、児童(満18歳に達した日の属 する年度の末日までにある者)及び付添人(児童に付き 添う保護者又は満20歳以上の者で児童の行為に責任を 持てるもの)のみとなり、付添人以外の大人は利用できま せん。 ただし、クールシェア等への協力により、利用対象外の者 も、1階ロビーまで入館を認める場合があります。
7	学童保 育室・ 児童 セン ターの 対象 児童 につ いて	資料1-2 こども の国 学童 保 育室 管理 運營業 務仕様 書	6対象 児童、 10業 務の 範囲④ 児童 の送 迎に 関す ること ほか	学童保育室対象児童につきまして「受け入れ対象小学校 等については、市と協議の上、決定するものとする」「当 該小学校から学童保育室まで送迎を実施するものとする 」とありますが、現行の小学校・送迎状況よりも増加さ せる見込みがありますでしょうか。 また、児童センターこどもの国は全市域を対象とお考えで しょうか。あるいは、プリムローズとある程度市域を手分 けして対象としてお考えでしょうか。 ご教示をお願いいたします。	現時点においては、現行の受け入れ対象小学校、送迎 状況より増加させる見込みはありません。 ただし、指定管理期間内において、施設近隣のその他の 小学校区において学童保育需要が増加するような状況と なった場合は、別途協議のうえ、受け入れ対象小学校を 増やす可能性があります。 また、入室時の児童の安全確保のために必要と判断され る場合には、現行の送迎状況以上の対応が必要となる 可能性があります。 児童センターは、市内全域を対象としています。ただし、 利用者は近隣の児童が多く、現状として地域性はある状 況です。 また、市外の利用者も多いです。
8	提出書 類につ いて	募集要 項13 ページ (カ)	(カ)③ 正味財 産増 減計 算書 ④財 産目 録につ いて	上記③④につきまして担当の会計事務所に確認したと ころ、一般の事業会社では作成していない旨回答があり ました。 あわせて、③は損益計算書の3期分、④は賃借対照表と 勘定科目内訳書に準じているのではとの話がありまし た。 こちらの書類にて代用することは可能でしょうか。ご教示 くださいますようお願いいたします。	ご質問の書類にて代用可能です。